７．たな卸資産の評価基準及び評価方法
　貯蔵品・・・移動平均法による低価法を採用しております。
８．リース取引の会計処理
　リース料総額が3,000,000円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
　また、リース期間の中途において解除することができないオペレーティング・リース取引はありません。
９．消費税等の会計処理
　消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。
重要な会計方針の変更
　該当ありません。
表示方法の変更
　該当ありません。
会計上の見積りの変更
　該当ありません。
重要な債務負担行為
　該当ありません。
重要な後発事象
　該当ありません。
貸借対照表
　運営費交付金により充当されるべき退職手当の見積額　2,365,124,353円
　運営費交付金により充当されるべき賞与の見積額　126,815,921円
キャッシュ・フロー計算書
１．資金の期末残高の内訳
　現金及び預金　1,407,390,463円
　定期預金　0円
　資金期末残高　1,407,390,463円
２．重要な非資金取引
　寄附受けによる資産増加　59,234,820円
　ファイナンス・リースによる資産増加　0円
　資産除去債務の計上　844,360円
減損会計関係
　該当ありません。
金融商品に関する事項
１．金融商品の状況に関する事項
　当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定し、資金調達については金融機関からの借入に限定しております。
　資金運用にあたっては、国立大学法人法第35条の２が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、公債、社債及び譲渡性預金のみを保有しており株式等は保有しておりません。
　なお、当該運用資金は資金運用管理規程に従い、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。
　また、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）については、適時に資金計画を作成・更新し、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。
２．金融商品の時価等に関する事項
　期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
　なお、現金は注記を省略しており、預金、未収入金及び未払金（リース債務分を除く。）は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：円）

	貸借対照表計上額（※１）	時価（※１）	差　額
⑴　有価証券及び投資有価証券			
満期保有の目的の債券	390,507,279	367,540,000	(22,967,279)
⑵　減価償却引当特定資産	230,000,000	230,000,000	0
⑶　長期借入金（※２）	(92,738,824)	(86,822,016)	(5,916,808)
⑷　長期未払金（※３）	(248,732,283)	(234,703,869)	(14,028,414)

（※１）　負債に計上されているものについては、（　）で示しております。
（※２）　一年以内返済予定長期借入金を含みます。
（※３）　内容はリース債務であり、流動負債「未払金」843,831,034円のうち、105,663,711円を含みます。
（注１）　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
　金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。
　レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
　レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
　レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
　時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。
⑴　有価証券及び投資有価証券
　これらの時価については、日本証券業協会が発表する店頭売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格を用いて評価しております。これらは活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。
⑵　減価償却引当特定資産
　減価償却引当特定資産は預金で構成されております。預金は帳簿価額をもって時価としております。
⑶　長期借入金
　長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しているため、その時価をレベル２の時価に分類しております。
⑷　長期未払金
　リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しているため、その時価をレベル２の時価に分類しております。
退職給付に関する事項
１．採用している退職給付制度の概要
　当法人は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しております。当該制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。